

第115期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室



スマートフォン等の
端末でも招集ご通知
がご覧いただけます！

「QRコード」または
<https://s.srdb.jp/8355/>
よりアクセスできます。



■ 当日ご出席を見合わせていただく場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時まで



静岡銀行

証券コード：8355

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。この場合には、書面またはインターネット等によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、当日は体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては下記ウェブサイト詳しく掲載いたしますので、ご来場前にご確認ください。

(<https://www.shizuokabank.co.jp/>)

ご出席の株主さまへのおみやげのご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

■ 第115期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役10名選任の件	7
添付書類	
■ 第115期事業報告	17
■ 計算書類	45
■ 連結計算書類	47
■ 監査報告書	49

2021年5月31日

株 主 各 位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

株式会社 静岡銀行

取締役頭取 柴 田 久

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～5ページ）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	静岡市清水区草薙北2番1号 静岡銀行研修センター 2階大会議室
3	目的事項	報告事項 （1）第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 （2）第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
- 会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日の映像について

- 株主さまへの情報提供として、総会当日の報告事項のご報告の内容につきまして、総会終了後の6月21日（月）に当行ウェブサイトにて動画の掲載を予定しております。

当行ウェブサイト

<https://www.shizuokabank.co.jp/>

▶ 議決権行使についてのご案内

議決権行使方法につきましては、以下のとおりでございます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月18日（金）午前10時

株主総会へのご出席を見合わせていただく場合



議決権行使書
用紙

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月17日（木）到着

※書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書用紙の記入方法

●こちらに、各議案の賛否を表示ください。

第1号議案

賛成の場合：「賛」に○印

反対の場合：「否」に○印

第2号議案

全員賛成の場合：「賛」に○印

全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。



インターネット

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスし、画面の案内にしたがって議決権をご行使ください。

行使期限

2021年6月17日（木）午後5時

※当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして扱いますので、予めご注意ください。

詳細は次ページをご覧ください

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

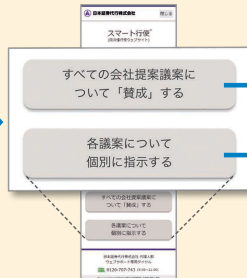
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

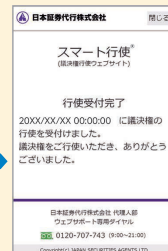
STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。
実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス

<https://www.e-sokai.jp>

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。

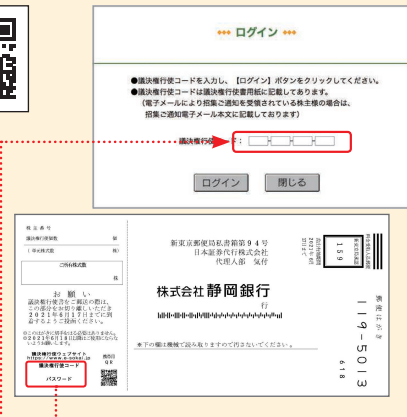


STEP 2

インターネットによる議決権行使
についてをお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック



〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通話料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/8355/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

Point 2 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタップ。



「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



Point 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

株主総会動画配信

Point 4 株主総会動画配信(株主総会後)へ簡単アクセス

株主総会動画配信へスマートフォンなどから簡単にアクセスできます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

1 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

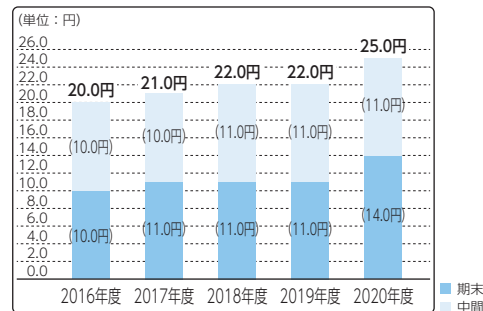
当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりとしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金14円 総 額 8,036,600,628円 なお、中間配当金として 1 株につき 11円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は 1 株につき 25円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年 6 月 21 日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目およびその額
	特別積立金 5,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目およびその額
	繰越利益剰余金 5,000,000,000円

<配当額の推移>



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名					現在の当行における地位
1	再任	なか 中	にし 西	かつ 勝	のり 則	取締役会長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO）
2	再任	しば 柴	た 田		ひさし 久	取締役頭取（代表取締役） 最高執行責任者（COO）
3	再任	や 八	ぎ 木		みのる 稔	取締役専務執行役員（代表取締役）
4	新任	ふく 福	しま 島		ゆたか 豊	常務執行役員
5	再任	きよ 清	かわ 川	こう 公	いち 一	取締役常務執行役員
6	再任	なが 長	さわ 沢	よし 芳	ひろ 裕	取締役
7	再任	ふじ 藤	さわ 沢	く 久	み 美	社外取締役候補者 社外取締役
8	再任	い 伊	とう 藤	もと 元	しげ 重	社外取締役候補者 社外取締役
9	再任	つば 坪	うち 内	かず 和	と 人	社外取締役候補者 社外取締役
10	新任	いな 稲	の 野	かず 和	とし 利	社外取締役候補者



- 生年月日
1953年6月15日
- 所有する当行の株式の数
75,000株

1 中 西 勝 則 再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当行入行	2005年4月	取締役常務執行役員 企画・管理担当経営統括副本部長
1998年12月	人事部副部長兼人事課長	2005年6月	取締役頭取
1999年4月	理事人事部長	2017年3月	静岡ガス株式会社取締役（現任）
1999年6月	理事経営管理部長	2017年6月	取締役会長（現任）
2001年6月	取締役執行役員経営企画部長		静岡鉄道株式会社取締役（現任）
2003年6月	取締役常務執行役員		

取締役候補者 とした理由

中西勝則氏は、経営管理部長、経営企画部長等を歴任し、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。また、2005年6月から頭取、2017年6月から会長を務め、長く当行経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1963年11月18日
- 所有する当行の株式の数
43,000株

2 柴 田 久 再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2013年4月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長
2003年1月	本店営業部課長	2013年10月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長
2004年6月	社団法人全国地方銀行協会出向ビジネスプロフェッショナル兼経営企画部東京事務所ビジネスプロフェッショナル	2014年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2005年6月	経営企画部企画グループ長	2016年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長
2009年6月	理事経営企画部長	2017年6月	取締役頭取
2011年4月	理事呉服町支店長	2020年6月	取締役頭取 営業本部長 地区カンパニー担当（現任）
2011年6月	執行役員呉服町支店長		
2012年6月	常務執行役員 証券国際担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長		

取締役候補者 とした理由

柴田久氏は、経営企画部長、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2017年6月から頭取を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1963年5月7日
- 所有する当行の株式の数
33,800株

3

やぎ

八木

みのる

稔

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2016年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2003年6月	静銀経営コンサルティング株式会社 出向ビジネスプロフェッショナル	2017年6月	取締役専務執行役員 経営統括副本部長
2004年6月	経営管理部人事開発グループ長	2020年6月	取締役専務執行役員 経営統括副本部長兼経営企画部長
2008年6月	新通支店長	2020年10月	取締役専務執行役員 経営統括副本部長 経営企画部、経営管理部、秘書室、イノベーション推進室 担当(現任)
2010年1月	焼津支店長		
2011年4月	理事経営企画部長		
2012年6月	執行役員経営企画部長		
2014年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長		

取締役候補者
とした理由

八木稔氏は、焼津支店長、経営企画部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2014年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1966年9月19日
- 所有する当行の株式の数
12,100株

4

ふく
福しま
島ゆたか
豊

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2013年6月	理事富士中央支店長
2005年4月	富士川支店長	2015年1月	理事呉服町支店長
2006年6月	経営企画部企画グループビジネス プロフェッショナル	2015年6月	執行役員呉服町支店長
2009年1月	富士宮支店長	2016年6月	執行役員本店営業部長
2011年6月	審査部担当部長（審査第二グループ 長兼務）	2017年6月	常務執行役員 東部カンパニー長 （現任）

取締役候補者 とした理由

福島豊氏は、本店営業部長、東部カンパニー長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2017年6月から常務執行役員を務めており、これまでの実績を踏まえ、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1965年3月18日
- 所有する当行の株式の数
31,100株

5

きよ
清かわ
川こう
公いち
一

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年6月	執行役員リスク統括部長
2004年6月	経営企画部企画グループビジネス プロフェッショナル	2017年6月	執行役員清水支店長
2006年6月	ニューヨーク支店長	2019年6月	執行役員本店営業部長
2009年6月	沼津支店副支店長	2020年6月	取締役常務執行役員 監査部長（現任）
2009年10月	沼津支店副支店長（本町支店長兼 務）		
2010年4月	藤枝支店長		
2012年4月	経営管理部担当部長		
2012年6月	理事経営管理部長		
2014年6月	執行役員経営企画部長		

取締役候補者 とした理由

清川公一氏は、清水支店長、本店営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ **生年月日**
1956年11月30日

■ **所有する当行の株式の数**
18,500株

6

なが さわ よし ひろ
長 沢 芳 裕

再 任

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1980年4月	当行入行	2015年6月	取締役常務執行役員 経営統括本部長
1996年12月	富士中央支店推進役	2017年6月	取締役常務執行役員 リスク統括・コンプライアンス担当経営統括副本部長
1997年12月	しずはた支店長	2019年4月	取締役常務執行役員 リスク統括・コンプライアンス担当経営統括副本部長兼コンプライアンス部長
1999年6月	審査部調査グループ長	2019年6月	取締役常務執行役員 コンプライアンス・リスク統括担当経営統括副本部長兼コンプライアンス・リスク統括部長
2002年6月	本店営業部副部長	2020年6月	取締役（現任） 静銀経営コンサルティング株式会社代表取締役社長（現任）
2004年6月	三島支店長		
2005年6月	理事三島支店長		
2007年1月	理事審査部長		
2010年4月	執行役員審査部長		
2011年6月	執行役員本店営業部長		
2013年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長		
2014年6月	取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長		

〔重要な兼職の状況〕
静銀経営コンサルティング株式会社代表取締役社長

**取締役候補者
とした理由**

長沢芳裕氏は、本店営業部長、コンプライアンス・リスク統括部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1967年3月15日
- 所有する当行の株式の数
0株

7

ふじ さわ く み
藤 沢 久 美

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月	株式会社アイフィス設立 同社代表取締役 (1999年7月退任)	2016年5月	株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 (現任)
2004年6月	一般社団法人投資信託協会理事 (現任)	2018年2月	株式会社CAMPFIRE取締役 (2019年3月退任)
2004年11月	株式会社ソフィアバンク取締役	2018年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事 (現任)
2005年4月	法政大学大学院客員教授 (2015年3月退任)	2018年10月	株式会社ネットプロテクションズ取締役 (現任)
2006年6月	トレンドーズ株式会社監査役 (2010年6月退任)	2019年4月	一般社団法人Japan Action Tank理事 (現任)
2011年6月	日本証券業協会公益理事 (現任)	2020年3月	一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター代表理事 (現任)
2012年2月	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 (2016年6月退任)		学校法人神石高原学園理事 (現任)
2013年6月	当行取締役 (現任)	2021年1月	セルソース株式会社取締役 (現任)
2013年8月	株式会社ソフィアバンク代表取締役 (現任)	2021年4月	一般社団法人ジャパン・フィナンソロピック・アドバイザリー理事 (現任)
2014年6月	豊田通商株式会社取締役 (現任)		
	株式会社サイネックス取締役 (2016年6月退任)		
2014年7月	株式会社お金のデザイン取締役 (2017年6月退任)		
			〔重要な兼職の状況〕
			株式会社ソフィアバンク代表取締役
			一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター代表理事

社外取締役候補者 とした理由および 期待される役割

藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画して現在その代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会に積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

独立性に 関する事項

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 生年月日
1951年12月19日

■ 所有する当行の株式の数
0株

8

いとうもと しげ
伊藤 元 重

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年9月	ヒューストン大学経済学部助教授	2016年6月	東京大学名誉教授（現任）
1982年4月	東京大学経済学部助教授		はごろもフーズ株式会社監査役
1993年12月	東京大学経済学部教授		（現任）
1996年4月	東京大学大学院経済学研究科教授 （2016年3月退任）		一般社団法人日本経済調査協議会理事・調査委員長（2019年6月退任）
2006年2月	公益財団法人総合研究開発機構理事 長（2014年3月退任）	2018年3月	公益財団法人国連大学協力会理事（現任）
2015年6月	東日本旅客鉄道株式会社取締役 （現任）	2018年6月	当行取締役（現任）
	公益財団法人笹川平和財団理事 （現任）		住友化学株式会社取締役（現任）
2016年4月	学習院大学国際社会科学部教授 （現任）		〔重要な兼職の状況〕 学習院大学国際社会科学部教授

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

伊藤元重氏は、大学教授として経済学を究め、評論活動や他の上場会社の社外取締役・社外監査役を務めており、グローバル経済下での企業経営に精通しております。また、政府の経済財政諮問会議や税制調査会の委員等をはじめ公職を歴任したほか、気候変動対策推進のための有識者会議の構成員を務めております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



9

つぼ うち かず と
坪 内 和 人

再任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	日本電信電話公社（現NTT）入社	2020年6月	当行取締役（現任）
2000年12月	西日本電信電話株式会社金沢支店長		
2006年6月	株式会社NTTドコモ取締役執行役員財務部長		
2012年6月	同社代表取締役副社長（CFO） （2014年6月退任）		
2015年7月	一般財団法人マルチメディア振興センター理事長（2018年6月退任）		
2018年6月	一般社団法人情報通信設備協会会長 （2020年6月退任）		

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

坪内和人氏は、株式会社NTTドコモ代表取締役副社長、一般財団法人マルチメディア振興センター理事長および一般社団法人情報通信設備協会会長を歴任しております。企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

独立性に関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 生年月日
1953年9月4日

■ 所有する当行の株式の数
2,000株

10

いな
の
かず
とし

稲
野
和
利

新任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			
1976年4月	野村證券株式会社（現 野村ホールディングス株式会社）入社	2009年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会長代表執行役
2000年6月	同社専務取締役		公益社団法人経済同友会副代表幹事（2013年4月退任）
2002年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役社長	2009年6月	一般社団法人投資信託協会会長（2013年6月退任）
2003年4月	野村ホールディングス株式会社取締役副社長兼C o - C O O	2009年8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会会長（2013年8月退任）
2003年6月	野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長兼C o - C O O（2008年3月退任）	2011年6月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会議長（2013年6月退任）
	野村アセットマネジメント株式会社取締役執行役社長兼C E O	2013年7月	日本証券業協会会長（2017年6月退任）
2005年4月	野村信託銀行株式会社取締役会長（2008年3月退任）	2017年5月	公益財団法人日本証券奨学財団理事長（現任）
2008年4月	野村證券株式会社執行役副会長（2009年3月退任）	2018年4月	一般財団法人地域総合整備財団理事長（現任）
[重要な兼職の状況]			
公益財団法人日本証券奨学財団理事長			
一般財団法人地域総合整備財団理事長			

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

稲野和利氏は、野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長など同社グループ各社の要職に加え、一般社団法人投資信託協会会長、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、日本証券業協会会長を歴任したほか、公益財団法人日本証券奨学財団理事長、一般財団法人地域総合整備財団理事長を務めております。金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、新任の社外取締役候補者としたものであります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤沢久美氏、伊藤元重氏、坪内和人氏および稲野和利氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤沢久美氏が社外取締役を務める株式会社ネットプロテクションズと当行との間には、当行の取締役会の承認を要する競業取引および利益相反取引(会社法第356条第1項第1号乃至第3号、同第365条)が生じる可能性はありません。
4. 伊藤元重氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」により、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は藤沢

久美氏、伊藤元重氏および坪内和人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。また、稲野和利氏が選任された後は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。D&O保険により、取締役等が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は当行が全額を負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険は1年間の契約期間としており、任期途中に到来する満期前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

7. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

8. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 銀行の主要な事業内容

当行は、連結子会社13社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務にくわえ、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などを通じて、幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めています。

ロ 金融経済環境

2020年度の国内経済は、第1四半期においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業・生産活動の停滞や移動の制限により、景気は急速に落ち込みました。第2四半期に入り、個人消費や輸出に持ち直しの動きが広がりましたが、12月以降は感染の再拡大を背景として、飲食サービス業や宿泊業など一部業種の業況の低迷により、景気は減速を余儀なくされました。

このような経済情勢にありながらも、日経平均株価は2021年2月に約30年ぶりに30,000円台を回復するなど上昇基調をたどり、年度末には29,000円台で取引を終えています。

また、金融面では、日本銀行による量的・質的金融緩和が継続され、市場金利は低い水準で推移しました。

こうしたなかで、静岡県経済につきましても、幅広い業種で大幅に悪化した業況は徐々に改善に向かいましたが、飲食サービス業や宿泊業などを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いています。

ハ 事業の経過および成果

■ 経営戦略

当行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすため、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展に寄与する総合金融サービスの提供にグループ一体となって取り組んでいます。

そして、地域経済の発展なくして当グループの持続的な成長はないという考えに基づき、地域を牽引する企業グループを目指す10年戦略を策定し、ビジョンとして「地域の未来にコミットし、地域の成長をプロデュースする企業グループ」を掲げました。

当年度は、2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする第14次中期経営計画「COLORs～多彩～」の初年度として、「地域のお客さまの夢の実現に寄り添う、課題解決型企業グループへの変革」の実現に向け、次の3つの基本戦略を推進しました。

第14次中期経営計画

COLORs ～多彩～

基本戦略

- ①グループ営業戦略～「銀行中心」からの脱却
- ②イノベーション戦略～新たな収益機会の追求
- ③ビジネスポートフォリオ戦略～経営資源の最適配賦

10年戦略

地域プロデュース戦略

■ グループ営業戦略

<新型コロナウイルス感染症への対応>

当グループでは、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けたお客さまに対し、グループ一体となって様々な角度から支援に取り組みました。

具体的には、営業店担当者がお客さまの資金繰りや業況をヒアリングしながら、休日融資相談窓口の設置、公的な制度融資の活用など円滑な資金供給に努めました。また、地域の雇用を守るため、一時的に雇用の維持が難しくなっている企業から人手が不足している企業へ人材を橋渡しするなど、金融・事業両面からの支援を行いました。さらに、金融商品を契約されているお客さまには、金融市場の動向が資産に与える影響を丁寧に説明し運用方針を再確認するなど、アフターフォローにも力を注ぎました。

<相続・事業承継>

人口減少や少子高齢化が進むなか、相続・事業承継に関するソリューションを提供していくことが、持続可能な地域社会・経済を形成していくうえで重要な取り組みと考えています。皆さまに「相続・事業承継といえば『しずぎん』」とイメージしていただけるよう、グループが一体となり、お客さまの課題解決に取り組んでいます。

当年度は、グループ会社に加えて銀行本体での有償コンサルティング業務を開始し、事業規模に関わらずお客さまの事業承継やM&Aを支援できる体制を拡充した結果、グループ全体で締結したコンサルティング契約は、事業承継で100件、M&Aで87件となりました。なお、これらの正式に契約したものを含め、当年度中にお客さまの課題を解決した件数は278件になります。

また、2020年12月には、お客さまの人生に寄り添ったサービスを提供する体制を強化するために、遺言信託業務の取扱認可を取得しました。これにより、遺言書の作成を希望されるお客さまの相続や資産の承継に関わる課題にワンストップでお応えすることが可能となりました。なお、遺言信託・遺産整理業務の取扱いは、外部の提携先への取次を含めると341件になります。

<人材ソリューション>

東京圏への一極集中や少子高齢化の進展などを背景に、地域の企業では専門人材や経営幹部人材の不足が深刻化しています。また、アフターコロナを見据え価値観や生活様式が変容するなか、ワークライフバランスの充実やリモートワークの活用など、働き方が見直されています。

当行では、2020年7月に有料職業紹介事業の許認可を取得し、人材紹介業務の取扱いを開始しました。全国規模のネットワークを有する人材コンサルティング会社や地域の大手企業とも連携しながら経営幹部人材や専門人材などのマッチングに取り組んでいます。また、リモートワークなどの働き方をサポートするコンサルティング会社とも提携するなど「人材ソリューション営業」を強化し、地域のお客さまの課題解決を支援しています。

<グループ会社や外部企業と連携した営業戦略の実践>

グループ共通の「お客さま本位の業務運営方針」を定め、お客さまの資産形成・資産運用のサポートに取り組んでいます。2020年10月には、静銀ティーエム証券株式会社がマネックスグループ株式会社の子会社との協業により、対面型の投資一任運用サービス「しずぎんラップ (ON COMPASS+)」の提供を開始し、これまでに1,000件を超えるご契約をいただきました。なお、静銀ティーエム証券株式会社がお客さまからお預かりしている資産の残高は2021年3月末で7,276億円となります。

また、2021年1月には、静銀信用保証株式会社がインターネット専業銀行であるauじぶん銀行株式会社の提供する住宅ローンを保証する事業を開始しました。当グループ以外に対する保証業務の取扱いは2018年7月に開始したアルヒ株式会社に次いで2例目です。今後もグループ会社や提携先等との連携を通じて、お客さまへ提供する金融商品やサービスの拡充を

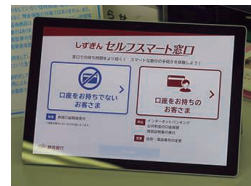
図りながら事業領域の拡大に取り組んでまいります。

＜営業体制改革・店舗の状況＞

地域の状況に合わせながら、営業エリアが近い複数の店舗が役割を分担し連携して質の高い金融サービスを提供する「営業体制改革」に2018年度より取り組んでいます。また、当年度からは、静岡県内の住宅ローン業務をローンセンターに集約し、営業担当者の情報や知識を共有することでご提案の質の向上に取り組んでいます。



2020年7月、デジタル技術を活用した店舗の開発に取り組み、三保支店をリニューアルしました。タブレット端末による手続きやテレビ相談端末を活用した専門的な相談への対応など、お客さまの利便性と業務の生産性向上に取り組んでいます。



2021年2月には非競争分野における地元金融機関との協業策として、三島信用金庫の河津支店と当行の河津出張所による共同店舗の運営を開始しました。今後も、地域のお客さまに質の高いサービスを提供していくために、効果的な店舗運営を実現していく方針です。

＜店舗数＞

当年度は、秦野支店を厚木支店内に店舗内店舗方式で新設し、篠原支店を雄踏支店内に、伊豆長岡支店を菰山支店内に、大須賀支店を大東支店内に、有玉支店を上島支店内に、追分支店を草薙支店内に、新居支店を湖西支店内にそれぞれ店舗内店舗方式で移転しました。

この結果、当年度末の当行店舗数は国内178本支店・27出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、静岡銀行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で、33,760台（うち静岡県内2,639台）となりました。

証券子会社である静銀ティーエム証券株式会社の店舗につきましては、当年度末で静岡県内15店舗、神奈川県内2店舗の計17店舗となっています。

■ イノベーション戦略

<地域におけるイノベーションの創出>

地域を支えていく新しい産業の創出やイノベーション促進の取り組みの一環として、2019年7月以降、静岡県内の事業者と首都圏等のスタートアップ企業のビジネスマッチングイベント「TECH BEAT Shizuoka」を開催しています。

当年度は、7月に「TECH BEAT Shizuoka2020」を開催したほか、11月に医療・健康分野に特化した「TECH BEAT Shizuoka for Medical Startups」、2月には、農業版の「TECH BEAT Shizuoka for Agri」を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、オンラインでの商談会開催としたことで、多くの事業者やスタートアップ企業が関心を示していただき、年間を通して延べ649社の企業のみなさまにご参加いただきました。



<デジタル技術を活用した金融商品・サービスの機能拡充>

お客さまのライフスタイルやワークスタイルなどの変化に伴い、時間や場所を選ばず利用できる金融サービスの拡充が求められています。

当行では、2020年10月にインターネット支店で人工知能を活用した自動応答サービスを開始したほか、11月には「しずぎんWebWalletアプリ」をリリースするなどサービス拡充に取り組みました。今後もモバイルアプリ、コンタクトセンターなどの非対面チャネルの機能を拡充させながら、営業店舗との連携を深め、お客さまの利便性向上を図ってまいります。



<次世代勘定系システムの稼働>

将来のシステム維持更新費用の増加や保守運用の担い手不足（「2025年の崖」）を解決し、柔軟性と生産性を兼ね備えた基幹系システムを構築するため、全社をあげて取り組んできた次世代勘定系システムが2021年1月に稼働しました。

本システムは、金融庁が金融機関の基幹系システムに関する先進的な取り組みを支援するために設置した「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」の第1号案件に決定しており、今後、お客さまのニーズにお応えする先進的で利便性の高い金融サービスの提供につなげてまいります。

■ ビジネスポートフォリオ戦略

＜課題解決型企業グループに向けた人材の配置・育成＞

課題解決型企業グループへの変革に向けて、当年度はグループ会社間で100名規模の人事交流を実施しました。この取り組みは、多様化・高度化するお客さまの課題をグループ全体で解決していくための体制構築と人材育成を目的としたものです。また、当年度から事業を営むお客さまの経営課題を解決するコーポレートコンサルタントと、個人のお客さまのライフプランをサポートするライフプランコンサルタントへ営業店の担当者を再編し、必要とされるスキルや資格を明確にするとともに人材育成の強化を図っています。

＜成長分野への経営リソースの投入＞

第12次中期経営計画から推進しているストラクチャードファイナンス事業は、前中期経営計画で収益の柱の一つに成長させることができました。当年度は、厳格なリスク管理のもと健全性の高いポートフォリオを維持しつつ、プライベートエクイティへの投資やフィー収益の獲得など、さらなる収益性の向上を図りました。

＜人材のダイバーシティ＞

障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社であるしずぎんハートフル株式会社（2019年10月設立）は、当年度より新卒採用者をむかえ本格的に業務を開始しました。また、従来にはない新たな価値観・経験・発想を有する人材の活用を目的として、地域のスポーツ団体に所属するアスリート等を対象とするスポーツ&アート採用を開始したほか、28年ぶりに高卒採用を再開しました。高卒採用者に対しては、大学へ通学する費用を当行が支援し、学業と就業の両立により地域の未来を支える人材を育成していきます。



また、2021年2月には、障がい者の活躍推進に取り組む国際イニシアチブであるThe Valuable500に賛同し、今後も人材のダイバーシティを推進してまいります。

■ 山梨中央銀行との包括業務提携（静岡・山梨アライアンス）

2020年10月に山梨中央銀行との包括業務提携（静岡・山梨アライアンス）を締結しました。お互いに独立経営を堅持し地域で築き上げてきた営業基盤やブランドを維持しながら、双方が有する経営資源を有効に活用し、地域とともに持続的な成長を実現することを目的としています。



静岡・山梨アライアンス

Shizuoka・Yamanashi Alliance



当年度は、両行のお客さまの販路拡大を目的として商談会を共同開催したほか、3月には静銀ティーエム証券株式会社が山梨中央銀行と「金融商品仲介業務等に係る提携契約」を締結しました。4月には山梨中央銀行の本店内に静銀ティーエム証券株式会社の拠点を開設し、今後、資産運用ニーズをお持ちのお客さまへご提案を行なっていく予定です。その他、システムや業務の共通化・共同化によるコスト削減、人事交流等による人材育成など具体的な取り組みを進めています。

■ 格付

当行は、健全な資産内容や高い自己資本比率などにより、国内外の3つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しております。

長期格付

(2021年3月31日現在)

ムーディーズ	スタンダード&プアーズ	格付投資情報センター
A1	A-	AA-

二 主要勘定の動き

■ 貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、企業向け貸出金の増加などにより、前年度末に比べ3,576億円増加し、9兆3,272億円となりました。

■ 預金等

主な資金調達手段である預金に関しては、将来的に人口減少や相続の発生などにより地方から預金が出ることが予想されるため、チャンネルの多様化を進めてまいります。

当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、法人ならびに個人向け預金の増加により前年度末に比べ1兆266億円増加し、11兆2,248億円となりました。

また、個人のお客さまの多様なニーズにお応えするため、個人年金保険、投資信託などの商品を幅広く提供してまいりました。

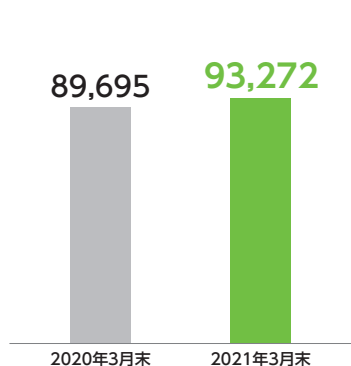
この結果、預金等を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、前年度末に比べ4,950億円増加し、8兆2,417億円となりました。

■ 有価証券

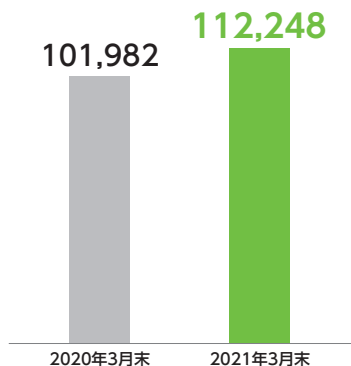
有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいりました。

当年度末の有価証券残高は、債券の増加などにより前年度末に比べ3,264億円増加し、1兆9,873億円となりました。

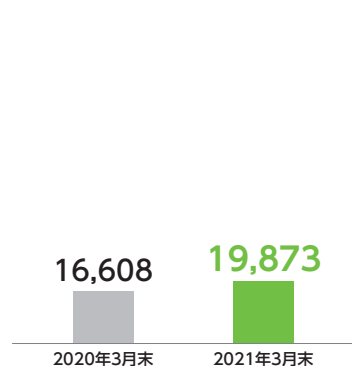
貸出金（単位：億円）



預金等（単位：億円）



有価証券（単位：億円）



ホ 損益の状況

経常収益は国債等債券売却益や株式等売却益などが増加しましたが、外貨貸出金利息を中心とした外貨資金運用収益の減少などにより、前年度に比べ38億38百万円減少し1,800億67百万円となりました。経常費用は貸倒引当金繰入額などが増加する一方、外貨預金利息をはじめとする外貨資金調達費用が減少したことから、前年度に比べ88億82百万円減少し、1,285億61百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ50億43百万円増加し515億6百万円、当期純利益は前年度に比べ20億42百万円増加し354億85百万円となりました。

当グループの連結経常収益は、外貨資金運用収益は減少しましたが、株式等売却益や持分法による投資利益の増加などにより、前年度に比べ14億91百万円増加し、2,307億87百万円となりました。また、連結経常費用は、外貨資金調達費用の減少などにより、前年度に比べ72億75百万円減少し、1,674億37百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ87億66百万円増加し633億49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ49億35百万円増加し436億38百万円となりました。

ハ 対処すべき課題

2021年度の経済を展望しますと、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の長期化が懸念されますが、一方で、国内ではデジタル化のさらなる進展や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種拡大、海外に目を向けると米国のバイデン政権の経済対策などにより、世界が大きな変化を伴い新しいフェーズに移行する過程で、成長につながる材料が出てくることが期待されます。

こうした環境の変化を踏まえ、グループの総合力を発揮しながら、これまで同様、金融面から地域を支えていくとともに、アフターコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーション（DX）やイノベーションへの対応を加速させ、持続的な成長を実現する新たなビジネスモデルの構築を目指してまいります。

<アフターコロナを見据えた伴走型の課題解決支援>

2020年度はお客さまの資金繰り支援に注力しましたが、今後は事業支援の重要性が一段と増すことが予想されます。お客さまを取り巻く環境は大きく変化しており、資金繰り支援に加え、財務健全性の強化やデジタル化、事業承継、転廃業支援など、伴走型の課題解決支援を行なうことで地域経済の成長に貢献してまいります。

近年注目される気候変動対応について、2020年3月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しており、移行に際しての金融支援やコンサルティングなど脱炭素への積極的な取り組みも行なっていく方針です。

また、人生100年時代において、お客さまが中長期的な視点でライフプランに応じた資産形成や資産運用を行うことの重要性が高まっています。当グループではアフターフォローを通じたポートフォリオの見直し提案など、安心してお取引いただける総合金融グループを目指してまいります。

<DX・イノベーションへの対応>

コロナ禍を経て社会のデジタル化が加速しており、DXやイノベーションへの対応は重要な経営課題となっています。DXを経営戦略として実現していくため、組織体制の整備に努めつつ、外部の知見も活用しながらデジタル化に取り組んでまいります。

また、「TECH BEAT Shizuoka」の開催など地域経済を支えるイノベーションの促進にも注力してまいります。デジタル技術等を活用して社会の課題を解決するスタートアップ企業の存在感が高まっており、今後は、ベンチャービジネスのサポート等新しい事業分野の開拓にチャレンジしていくとともに、そこで得た知見を地域経済の成長に還元してまいります。

<経営基盤の強化>

課題解決支援やDX、イノベーションを実践していくためには、人材やシステム等の経営基盤の強化が重要となります。

当行では、多様性を認め合う企業文化を定着させ、地域やお客さまの多様化・高度化するニーズに対応できる人材を育成するための人事制度改革を進めています。2021年度以降は、基本理念や第14次中期経営計画のビジョンを実現するために新たに制定した価値基準＝Value（「Go Wild!」「Be Innovative!」「Do Collaboration!」）のもと、OKR[※]（Objective Key Result）の考え方も導入し、ビジネスモデルを変革するとともに持続的な成長の実現につなげてまいります。

※一人ひとりの想い(will)と組織のビジョンを明確にし、行動や努力のベクトルを合わせることで、最大のインパクトを生む制度

また、2021年1月に稼動した次世代勘定系システムは、銀行取引の基盤となる基幹系システムであり、引き続きお客さまに安心して安全な金融インフラの提供に努めるべく不断の努力を重ねてまいります。さらには、本システムを戦略的に活用していくことで、お客さまのニーズに応じた先進的で付加価値の高い商品・サービスの提供や営業チャネルの拡充、業務効率化等を実現してまいります。

昨年10月に締結した山梨中央銀行との包括業務提携（静岡・山梨アライアンス）においては、商談会の共同開催や証券分野における協業など、既に具体的な取り組みがスタートしておりますが、お互いの経営資源を有効に活用しながら成長戦略の実現に向け、さらなる成果に結びつけてまいります。

最後に、第14次中期経営計画で掲げた「**地域のお客さまの夢の実現に寄り添う、課題解決型企業グループへの変革**」のビジョン実現に向け、グループ一体となって全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	9,539,769	9,877,734	10,055,167	11,151,993
定期性預金	3,421,993	3,422,054	3,255,689	3,214,642
その他の債	6,117,776	6,455,679	6,799,478	7,937,350
社債	—	35,444	33,914	33,783
新株予約権付社債	84,992	33,297	32,649	33,213
貸出金	8,287,488	8,556,855	8,969,542	9,327,236
個人向け	3,128,499	3,251,956	3,378,334	3,493,929
中小企業向け	3,338,361	3,453,202	3,476,624	3,679,336
その他の債	1,820,626	1,851,696	2,114,583	2,153,970
特定取引資産 (トレーディング資産)	19,392	36,309	11,979	17,812
特定取引負債 (トレーディング負債)	7,502	6,031	4,115	3,019
有価証券	1,615,589	1,414,025	1,660,896	1,987,386
国債	387,539	50,094	64,218	191,398
地方債	72,889	89,660	120,352	137,622
その他の債	1,155,161	1,274,271	1,476,326	1,658,365
総資産	11,503,533	11,819,507	12,505,670	14,046,337
国内為替取扱高	56,910,088	56,094,797	57,648,456	55,206,030
外国為替取扱高	20,787	19,140	18,401	14,518
経常利益	56,164	56,487	46,462	51,506
当期純利益	43,431	42,639	33,442	35,485
1株当たり当期純利益	72 52	72 14	58 05	61 82
信託財産	802	931	916	889
信託報酬	2	3	2	2

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	224,091	235,736	229,295	230,787
経常利益	65,839	63,379	54,582	63,349
親会社株主に帰属する当期純利益	50,130	46,874	38,703	43,638
純資産額	992,808	1,016,815	992,794	1,105,378
総資産	11,532,724	11,854,771	12,542,772	14,075,848

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

				当 年 度 末
使	用	人	数	2,776人
平	均	年	齢	38年11月
平	均	勤	続 年 数	16年 5月
平	均	給	与 月 額	452千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

				当 年 度 末
		店	うち出張所	
静	岡	県	173	(21)
東	京	都	4	(1)
神	奈	川	23	(4)
愛	知	県	4	(1)
大	阪	府	1	(0)
国	内	計	205	(27)
米		州	2	(0)
ア	ジ	ア	1	(0)
海	外	計	3	(0)
合		計	208	(27)

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

		当 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所		2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備		49,665か所

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
秦 野 支 店 (2020年7月6日)	神奈川県厚木市旭町1丁目2番1号 (厚木支店内)

- (注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を928か所設置・497か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を133か所設置・269か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を414か所設置・296か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を5か所設置・14か所廃止しました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	16,577
---------	--------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
次世代システム	7,881
OAシステム・インターネット管理システム	2,506
リース資産	1,043
バッチシステム・情報系システム	555

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	経営コンサルティング業務、 代金回収業務	百万円 440	% 100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	250	100.00
静銀ITソリューション株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北1番10号	コンピューター関連業務、 計算受託業務	54	100.00
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	信用保証業務	50	100.00
静銀ディーシーカード株式会社	静岡県静岡市清水区草薨1丁目13番10号	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	100.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	株式公開支援業務、 中小企業再生支援業務	100	10.00
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	3,000	100.00
静銀総合サービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	人事・総務・財務関連業務、 有料職業紹介業務	30	100.00
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査 業務、貸出に関する集中事務 業務	50	100.00
静銀ビジネスクリエイト株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	為替送信・代金取立等の集中 処理業務、労働者派遣業務	40	100.00
しずぎんハートフル株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	各種文書の作成・印刷・製本 業務	10	100.00
欧州静岡銀行 [Shizuoka Bank (Europe) S.A.]	Rue Jules Cockx8-10,Bte-9, 1160 Auderghem,Belgium	銀行業務、 金融商品取引業務	百万円 3,216 [24,790 千ユーロ]	100.00
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104,Cayman Islands	金銭債権の取得	百万円 5 [50 千米ドル]	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 上記13社は連結子会社および子法人等であります。
4. 当年度の連結経常収益は2,307億円、親会社株主に帰属する当期純利益は436億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀セゾンカード株式会社	静岡県静岡市駿河区南 町11番1号	クレジット・プリペイドカー ド業務、信用保証業務	百万円 50	% 50.00
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂1丁目 12番32号	金融商品取引業務等を営む会 社の株式の保有	10,393	23.97
コモンズ投信株式会社	東京都千代田区平河町 2丁目4番5号	投資運用業務、 投資信託販売業務	775	22.41

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑨ 株式会社山梨中央銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・山梨アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2.会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職
中 西 勝 則	取締役会長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO） 指名・報酬委員会議長 アドバイザリーボード委員・議長	
柴 田 久	取締役頭取（代表取締役） 最高執行責任者（COO） 宮業本部長委嘱 地区カンパニー 担当 指名・報酬委員会委員 アドバイザリーボード委員	
八 木 稔	取締役専務執行役員（代表取締役） 経営統括本部長委嘱 経営企画部、経営管理部、秘書室、 イノベーション推進室 担当 アドバイザリーボード委員	
飯 尾 秀 人	取締役常務執行役員 システム担当経営統括副本部長兼次世代システム部長委嘱	
清 川 公 一	取締役常務執行役員 監査部長、業務監督委員会委員長	
長 沢 芳 裕	取締役 業務監督委員会委員	静銀経営コンサルティング株式会社 代表取締役社長
藤 沢 久 美	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザリーボード委員	株式会社ソフィアバンク 代表取締役 一般社団法人ジャパン・グローバル・ リサーチセンター 代表理事
伊 藤 元 重	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員	学習院大学国際社会科学部 教授
坪 内 和 人	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザリーボード委員	
齊 藤 宏 樹	常勤監査役	
小 林 充	常勤監査役	
山 下 善 弘	監査役（社外監査役） アドバイザリーボード委員	山下善弘法律事務所 所長
牛 尾 奈緒美	監査役（社外監査役） アドバイザリーボード委員	明治大学情報コミュニケーション学部 教授
中 村 勇	監査役（社外監査役）	

(注) 1. 2020年6月19日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、上月和夫氏は監査役を辞任いたしました。

2. 取締役藤沢久美氏、伊藤元重氏、坪内和人氏および監査役山下善弘氏、牛尾奈緒美氏、中村勇氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下の通り定めております。

■ 基本方針

- ① 静岡銀行グループの持続的で安定的な成長に向けて、適切なインセンティブを含み、「業績向上への意欲や士気」、「企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識」を高める体系とする
- ② 公共性の高い銀行グループの経営管理を的確に行う責務に照らし、過度なリスクテイクを抑制し、健全な経営体質を維持・向上していくことを目的とする
- ③ 報酬等の決定プロセスは、株主総会の決議内容を遵守しつつ、取締役会による適切な監督のもと、指名・報酬委員会の活用も含めて、公正性と客観性を確保する

■ 決定方針の決定方法

当行の決定方針は、指名・報酬委員会（役員の指名と報酬に関する監督の実効性、透明性を確保するため取締役会から授権を受けた任意の機関）の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定しております。

■ 報酬の概要

① 報酬構成

- A 取締役の報酬は「確定金額報酬」のほか、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」および「譲渡制限付株式報酬」にて構成しております。
- B 社外取締役、非常勤取締役、監査役の報酬はそれぞれの役割を踏まえて、「確定金額報酬」のみとしております。

② 報酬構成割合

基本報酬（現金報酬）	業績連動報酬等（現金報酬）		非金銭報酬等（株式報酬）
確定金額報酬	業績連動型報酬	株価連動型ポイント制役員退職慰労金	譲渡制限付株式報酬
60%	20%	10%	10%

- ・「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」、「譲渡制限付株式報酬」は、過去の当行株価水準等を参考に算出致しました。
- ・報酬構成割合は、「業績連動型報酬」（後述、□ 取締役及び監査役の報酬等の総額等参照）の支給額および当行株価により変動致します。

③ 決定プロセス

- A 取締役の各報酬の配分は、該当報酬導入時の株主総会において取締役会に一任を受けております。うち、確定金額報酬および業績連動型報酬の各役員への配分は、取締役会決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ決定します。
- B 監査役の報酬（確定金額報酬のみ）の配分は、2007年6月26日開催の第101期定時株主総会において監査役全員の協議によるとして一任を受けております。

④ 報酬等の返還事由やその決定に関する方針

- A 「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」につき、慰労金を支給しない事由を定めております。
- B 「譲渡制限付株式報酬」につき、当行と支給対象役員が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めております。

■ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、2020年6月開催の報酬委員会（※）が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

※2020年10月に指名・報酬委員会へ改組しております。

■ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議年月日	決議の内容	対象となる役員の員数	現行制度で該当する報酬制度
第101期定時株主総会 (2007年6月26日開催)	○確定金額報酬の導入 ・取締役：年額300百万円以内 ・監査役：年額90百万円以内	[取締役] 10名 [監査役] 5名	確定金額報酬
	○業績連動型報酬の導入 ・基準となる指標：当期純利益 ・報酬枠：0～100百万円以内	[取締役] 8名	業績連動型報酬
第109期定時株主総会 (2015年6月19日開催)	○株価連動型ポイント制役員退職慰労金の導入 ・年間付与ポイント総数：上限5万ポイント（1ポイント＝1株相当）	[取締役] 7名	株価連動型ポイント制役員退職慰労金
第114期定時株主総会 (2020年6月19日開催)	○業績連動型報酬の改定 ・基準となる指標：親会社株主に帰属する当期純利益 ・報酬枠：0～140百万円以内	[取締役] 5名	業績連動型報酬
	○譲渡制限付株式報酬の導入 ・年間支給上限：50百万円かつ5万株以内		譲渡制限付株式報酬

(注)「対象となる役員の員数」は、当該株主総会終結時

■ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

役員報酬の決定プロセスを業績や企業価値向上への貢献度に応じた公平かつ納得性の高いものとするため、確定金額報酬および業績連動型報酬の配分については、取締役会決議により報酬委員会へ一任のうえ、2020年6月開催の同委員会にて決定しております。

同委員会は以下記載の代表取締役および社外取締役が委員となり、社外監査役が議決権を有しないオブザーバーとして参加しております。

＜委員＞代表取締役会長 中西 勝則、代表取締役頭取 柴田 久、代表取締役専務執行役員 八木 稔、

社外取締役 藤沢 久美、社外取締役 伊藤 元重、社外取締役 坪内 和人

＜オブザーバー＞社外監査役 山下 善弘、社外監査役 牛尾 奈緒美、社外監査役 中村 勇

なお、同委員会は2020年10月に指名・報酬委員会へ改組しており、委員は社外取締役が過半数を構成し、社外監査役がオブザーバーとして参加することで、公正性・客観性を確保しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	12名	375	245	94	35
監査役	7名	79	79	—	—

- (注) 1. 上記の支給人数には、2020年6月19日開催の第114期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役2名（うち社外監査役1名）を含めております。
2. 「業績連動報酬等」は、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に応じた業績連動型報酬の報酬枠60百万円および株価連動型ポイント制役員退職慰労引当金の繰入額34百万円を記載しております。
3. 「非金銭報酬等」は、2020年6月をもって既に付与済のものを除き廃止した株式報酬型ストック・オプション報酬に基づく当事業年度に費用計上した9百万円および譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額26百万円を記載しております。

■ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動型報酬】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、一事業年度の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした業績連動型報酬を現金で支給しております。当該業績指標を選定した理由は、取締役の連結業績向上への意欲や士気を高め、銀行グループの業績を報酬に反映させるためであり、各取締役への支給額は、役位に応じて予め定めた支給率と業績貢献度をもとに算定し、指名・報酬委員会にて決定します。

(業績連動型報酬枠)

親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）		報酬枠
～	200億円以下	0
200億円超	～ 350億円以下	20百万円
350億円超	～ 400億円以下	40百万円
400億円超	～ 450億円以下	60百万円
450億円超	～ 500億円以下	80百万円
500億円超	～ 550億円以下	100百万円
550億円超	～ 600億円以下	120百万円
600億円超	～	140百万円

(注) 当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は420億円を目標としておりましたが、実績は436億円となりました。

【株価連動型ポイント制役員退職慰労金】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、年間で一定のポイントを付与したうえで、退任取締役が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当行株価終値平均を乗じた額を現金で支給しております。これは、退任時の株価に連動する現金報酬を付与することにより、取締役の在任中の企業価値増大へのインセンティブ機能をより一層向上させるとともに、株主重視の経営をより深化させることを目的としたものであり、年間付与ポイント総数の上限は5万ポイント（1ポイント1株相当）であります。

■ 非金銭報酬等の内容

【譲渡制限付株式報酬】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職後の一定の期間までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は50百万円かつ5万株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4. 当行の株式に関する事項 （4）役員保有株式」に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤 沢 久 美	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
伊 藤 元 重	
坪 内 和 人	
山 下 善 弘	
牛 尾 奈緒美	
中 村 勇	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

記載すべき該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

3.社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	7年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席しております。	主に経営者としての金融・経済分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	伊 藤 元 重	2年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席しております。	主に大学教授としての経済分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	坪 内 和 人	9月	就任後に開催された取締役会9回中9回に出席しております。	主に上場企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
監査役	山 下 善 弘	5年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	牛 尾 奈緒美	1年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会13回中12回に出席しております。	主に大学教授としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	中 村 勇	9月	就任後に開催された取締役会9回中9回、監査役会9回中9回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

<ご参考>独立役員の指定基準

当行では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

[指定基準の概要]

社外取締役および社外監査役のうち次のいずれにも該当しない者は、独立役員として指定することができる。

- ① 当行を主要な取引先とする者（※1）もしくはその業務執行者または当行の主要な取引先もしくはその業務執行者
 - ② 当行から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
 - ③ 社外取締役または社外監査役への就任前5年間に上記①および②に該当していた者
 - ④ 次に掲げる者（※2）の配偶者または二親等内の親族
 - A 上記①から③までに掲げる者
 - B 当行または当行子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 - C 最近においてBに該当していた者
- ※1 当行を主力取引銀行とする者その他当行との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者
- ※2 部長相当職以上に該当しない者を除く

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7	48

(4) 社外役員の意見

上記（１）から（３）に掲げる内容について意見はありません。

4.当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	2,414,596千株
	発行済株式の総数	595,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	22,382名
-------------	---------

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 ま た は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	54,391千株	9.47%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	29,745	5.18
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	29,117	5.07
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	25,516	4.44
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	13,070	2.27
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,884	2.07
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	11,546	2.01
第 一 三 共 株 式 会 社	9,343	1.62
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 7 ）	7,723	1.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 5 ）	7,365	1.28

(注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式21,086千株があります。

2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株 式 の 数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取 締 役 (社外取締役・非常勤取締役を除く)	5 名	普通株式 50,000株

(ご参考) 当行が保有する政策投資株式の縮減に関する取り組みについて

当行は、コーポレートガバナンス・コードの原則1－4に基づき、政策投資株式について「政策保有に関する方針ならびに保有意義・経済合理性の検証」として以下のとおり開示しています。

政策投資株式については、縮減していくことを基本方針としたうえで、「事業投資」、「取引関係の強化」、「地域貢献」の各観点から、保有意義があると認められるものに限り保有しております。

また、採算性、株価の状況等を踏まえ、取締役会にて決議する毎年度の事業計画の中で、保有目的の適切性、保有に伴う便益および資本に見合う収益性等を考慮し、政策投資株式に関する方針を決定しております。

保有意義や経済合理性の検証は、資本コスト等を考慮した指標などを基準として実施しております。なお、政策保有株主から当行株式の売却等の意向が示された場合に、売却の妨げとなるようなことは行わず、原則として応じております。

政策投資株式を縮減していくことの基本方針のもと、以下のとおり削減を進めております。引き続き、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、政策投資株式の縮減を進めてまいります。

政策投資株式の推移

(単位：百万円)

	2015年3月末	2018年3月末	2020年3月末	2021年3月末
銘柄数	301	287	287	285
貸借対照表計上額	346,297	366,310	317,534	425,834

※2020年3月末から2021年3月末にかけて貸借対照表計上額が+108,300百万円増加しておりますが、株式の時価の変動による影響が+114,835百万円あります。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ		(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由)
指定有限責任社員 業務執行社員 深田 建太郎	88	(注) 3
指定有限責任社員 業務執行社員 石黒 宏和		(非監査業務の内容) 該当事項はありません

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は107百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人および行内関係部署からの必要な資料や情報の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

記載すべき該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等も勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施します。株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について説明をします。

ロ 欧州静岡銀行は、Deloitte Bedrijfsrevisorenの監査を受けております。

6.会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第115期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,074,765	預金	11,151,993
現金	80,422	当座預金	618,260
預け金	1,994,342	普通預金	6,506,432
コールローン	150,926	貯蓄預金	60,696
買入金銭債権	31,524	通知預金	31,442
特定取引資産	17,812	定期預金	3,174,479
商品有価証券	2,101	定期積金	40,162
特定金融派生商品	3,711	その他の預金	720,518
その他の特定取引資産	11,999	譲渡性預金	72,905
金銭の信託	104,100	コールマネー	102,210
有価証券	1,987,386	売現先勘定	351,236
国債	191,398	債券貸借取引受入担保金	143,311
地方債	137,622	特定取引負債	3,019
社債	362,711	商品有価証券派生商品	1
株式	452,225	特定金融派生商品	3,017
その他の証券	843,429	借入金	853,988
貸出金	9,327,236	借入金	853,988
割引手形	14,941	外国為替	615
手形貸付	132,696	外国他店預り	5
証書貸付	8,153,162	売渡外国為替	253
当座貸越	1,026,435	未払外国為替	356
外国為替	14,010	社債	33,783
外国他店預け	12,952	新株予約権付社債	33,213
買入外国為替	443	信託勘定借	214
取立外国為替	613	その他負債	79,609
その他資産	162,809	未決済為替借	421
未決済為替貸	488	未払法人税等	11,398
前払費用	520	未払費用	4,040
未取収益	9,769	前受収益	1,742
先物取引差金勘定	1	給付補填備金	7
金融派生商品	20,380	金融派生商品	18,399
金融商品等差入担保金	10,181	金融商品等受入担保金	5,780
その他の資産	121,467	リース債務	2,151
有形固定資産	54,013	資産除去債務	43
建物	26,003	その他の負債	35,624
土地	19,921	退職給付引当金	2,117
リース資産	1,755	役員退職慰労引当金	167
建設仮勘定	923	睡眠預金払戻損失引当金	786
その他の有形固定資産	5,408	偶発損失引当金	1,369
無形固定資産	50,605	ポイント引当金	409
ソフトウェア	50,187	繰延税金負債	76,365
その他の無形固定資産	418	支払承諾	109,878
前払年金費用	9,540	負債の部合計	13,017,194
支払承諾見返	109,878	純資産の部	
貸倒引当金	△48,216	資本金	90,845
投資損失引当金	△54	資本剰余金	54,884
		資本準備金	54,884
		利益剰余金	673,124
		利益準備金	90,845
		その他利益剰余金	582,278
		固定資産圧縮積立金	3,105
		特別償却準備金	6
		特別積立金	523,700
		繰越利益剰余金	55,466
		自己株式	△20,371
		株主資本合計	798,482
		その他有価証券評価差額金	230,470
		繰延ヘッジ損益	△141
		評価・換算差額等合計	230,329
		新株予約権	330
		純資産の部合計	1,029,142
資産の部合計	14,046,337	負債及び純資産の部合計	14,046,337

第115期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		180,067
資金運用収益	123,883	
貸出金利息	99,018	
有価証券利息配当金	23,402	
コールローン利息	200	
買現先利息	△16	
預け金利息	847	
その他の受入利息	432	
信託報酬	2	
役務取引等収益	31,298	
受入為替手数料	7,507	
その他の役務収益	23,791	
特定取引収益	874	
商品有価証券収益	618	
特定金融派生商品収益	250	
その他の特定取引収益	6	
その他業務収益	12,512	
外国為替売買益	1,654	
国債等債券売却益	10,245	
金融派生商品収益	243	
その他の業務収益	367	
その他経常収益	11,495	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	8,114	
金銭の信託運用益	51	
その他の経常収益	3,328	
経常費用		128,561
資金調達費用	9,225	
預金利息	3,305	
譲渡性預金利息	208	
コールマネー利息	233	
売現先利息	857	
債券貸借取引支払利息	244	
借用金利息	641	
社債利息	1,148	
新株予約権付社債利息	68	
金利スワップ支払利息	2,312	
その他の支払利息	205	
役務取引等費用	15,407	
支払為替手数料	1,566	
その他の役務費用	13,841	
その他業務費用	5,463	
国債等債券売却損	5,463	
営業経費	85,137	
その他経常費用	13,327	
貸倒引当金繰入額	11,254	
株式等売却損	99	
株式等償却	151	
その他の経常費用	1,822	
経常利益		51,506
特別利益		974
固定資産処分益	252	
関係会社株式売却益	722	
特別損失		3,549
固定資産処分損	695	
減損損失	2,853	
税引前当期純利益		48,931
法人税、住民税及び事業税	17,907	
法人税等調整額	△4,460	
法人税等合計		13,446
当期純利益		35,485

連結計算書類

第115期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,097,487	預金	11,076,800
コールローン及び買入手形	150,926	譲渡性預金	69,105
買入金銭債権	31,524	コールマネー及び売渡手形	102,210
特定取引資産	18,464	売現先勘定	357,952
金銭の信託	104,100	債券貸借取引受入担保金	143,311
有価証券	1,954,159	特定取引負債	3,016
貸出金	9,303,121	借入金	890,515
外国為替	14,474	外国為替	609
リース債権及びリース投資資産	83,747	社債	33,783
その他資産	192,273	新株予約権付社債	33,213
有形固定資産	57,611	信託勘定借	214
建物	26,094	その他負債	119,631
土地	19,921	退職給付に係る負債	3,423
リース資産	27	役員退職慰労引当金	357
建設仮勘定	923	睡眠預金払戻損失引当金	786
その他の有形固定資産	10,644	偶発損失引当金	1,369
無形固定資産	50,051	ポイント引当金	460
ソフトウェア	49,608	特別法上の引当金	11
その他の無形固定資産	442	繰延税金負債	78,052
退職給付に係る資産	13,057	支払承諾	55,644
繰延税金資産	3,159	負債の部合計	12,970,470
支払承諾見返	55,644	純資産の部	
貸倒引当金	△53,901	資本金	90,845
投資損失引当金	△54	資本剰余金	54,884
		利益剰余金	743,157
		自己株式	△20,371
		株主資本合計	868,516
		その他有価証券評価差額金	231,196
		繰延ヘッジ損益	△98
		為替換算調整勘定	1,212
		退職給付に係る調整累計額	2,800
		その他の包括利益累計額合計	235,111
		新株予約権	330
		非支配株主持分	1,419
		純資産の部合計	1,105,378
資産の部合計	14,075,848	負債及び純資産の部合計	14,075,848

第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		230,787
資金運用収益	122,279	
貸出金利息	98,971	
有価証券利息配当金	21,860	
コールローン利息及び買入手形利息	200	
買現先利息	△16	
預け金利息	831	
その他の受入利息	432	
信託報酬	2	
役務取引等収益	71,952	
特定取引収益	3,553	
その他業務収益	12,504	
その他経常収益	20,493	
償却債権取立益	21	
その他の経常収益	20,472	
経常費用		167,437
資金調達費用	9,096	
預金利息	3,201	
譲渡性預金利息	208	
コールマネー利息及び売渡手形利息	233	
売現先利息	850	
債券貸借取引支払利息	244	
借入金利息	699	
社債利息	1,148	
新株予約権付社債利息	68	
その他の支払利息	2,442	
役務取引等費用	39,746	
その他業務費用	5,463	
営業経費	93,715	
その他経常費用	19,414	
貸倒引当金繰入額	12,070	
その他の経常費用	7,343	
経常利益		63,349
特別利益		902
固定資産処分益	252	
関係会社株式売却益	649	
特別損失		3,560
固定資産処分損	706	
減損損失	2,853	
税金等調整前当期純利益		60,691
法人税、住民税及び事業税	21,209	
法人税等調整額	△4,240	
法人税等合計		16,969
当期純利益		43,722
非支配株主に帰属する当期純利益		83
親会社株主に帰属する当期純利益		43,638

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深田建太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒宏和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深田建太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒宏和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあつては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その他の子会社を含め、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2021年5月11日

株式会社静岡銀行 監査役会
常勤監査役 齊藤 宏 樹 ㊞
常勤監査役 小山 善 充 ㊞
監査役 山下 弘 ㊞
監査役 牛尾 奈緒美 ㊞
監査役 中村 勇 ㊞

(注) 監査役山下善弘、監査役牛尾奈緒美及び監査役中村勇は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

【MEMO】
